

平成23年度 多久市保育料基準額表

(平成23年4月1日以降)

児童の世帯の階層区分と定義		徴収基準額 (月額：円)			
階層区分	定義	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上
1	生活保護法による被保護世帯	0			
2	所得税、市民税とも非課税の世帯 (ひとり親世帯等の場合)	9,000 (0)		6,000 (0)	
3	所得税非課税、市民税は課税の世帯 (ひとり親世帯等の場合)	19,500 (17,500)		16,500 (14,500)	
以下は所得税課税世帯					
4-1	所得税額が20,000円未満の世帯	25,000		22,000	
4-2	20,000円以上40,000円未満の世帯	29,000		26,000	
5-1	40,000円以上61,000円未満の世帯	34,000		31,000	30,500
5-2	61,000円以上82,000円未満の世帯	39,500		36,600	30,500
5-3	82,000円以上103,000円未満の世帯	44,500		36,600	30,500
6-1	103,000円以上258,000円未満の世帯	46,000		36,600	30,500
6-2	258,000円以上413,000円未満の世帯	49,000	47,500	36,600	30,500
7	413,000円以上734,000円未満の世帯	52,000	49,000	36,600	30,500
8	734,000円以上の世帯	52,000	49,000	36,600	30,500

平成23年度の保育所徴収金基準額(保育料)が決まりました。保育料は、世帯員の市民税や所得税によって、左の表のとおり各階層に分けられています。詳しくはおたずねください。

なお、現在提出された源泉徴収票や確定申告書に変更があった場合は、年度途中に保育料が変わることがあります。

- ※市民税は平成22年度分、所得税は平成22年分です。
- ※保育料を算定する場合の所得税額は「源泉徴収票」または「確定申告書」の額と一致しない場合があります。(住宅取得控除等は適用しません)
- ※世帯から2人以上の児童が幼稚園、保育園に入所している場合の保育料は次のとおりです。
 - いちばん年齢の高い児童は定額(基準額)
 - 2番目に高い児童は半額
 - 3番目以降の児童は無料

平成23年度の保育料が決まりました

保育料についての疑問にお答えします

- Q** 子どもが1歳児で保育料を39,500円支払っていますが、実際にはどれぐらいの保育費用が掛かっているのですか？
- A** 保育に掛かる費用は児童の年齢によって異なります。0歳児で月額約180,000円、1・2歳児で月額約110,000円、3歳児で月額約60,000円、4歳以上児では月額約50,000円の費用が掛かっています。なお、平成23年度の保育に掛かる費用は約6億2千万円、児童1人あたり年額約900,000円になる見込みです。
- Q** 多久市の保育料は、国の基準額と比べてどれぐらいの差があるのですか？
- A** 多久市の保育料は、国が定めた基準額の約84%となっています。この差額分は市が負担しており、平成23年度の場合は約3,000万円(児童1人あたり約44,000円)になる見込みです。

■問い合わせ 福祉課 社会福祉係 ☎75-6118

「子ども手当制度」が6か月間延長!

平成22年4月から施行の「子ども手当制度」が、平成23年4月から9月分までの6か月間延長されました。中学校修了前までの子どもを養育している人に「子ども手当」を引き続き支給します。

■支給対象者

平成8年4月2日以降に生まれた子どもを養育している人(所得制限はありません)

■手当の額

子ども1人につき月額1万3千円

■手当の支給

6月、10月に、それぞれの前月分までの4か月分を支給(10月分以降の子ども手当支給は未定です)

■現況届について

子ども手当受給者は6月中に「子ども手当現況届」を提出するようになっていますが、暫定的なつなぎ期間である平成23年6月は、提出が不要となりました。

■問い合わせ

福祉課 社会福祉係

☎75-6118